

# 農薬販売者の届出

～農薬取締法第17条～

## 1 農薬販売業の届出の概要

農薬を販売（無償の「譲与」も含む）する場合は、農薬取締法に基づき、次の事項について販売者の届出を行わなければいけません。

事務の種類	届出期限	届出書類	部数	様式
販売の開始	開始の日まで	農薬販売届	2部	様式1-1
		添付資料	1部	添付資料
販売所の増設	増設の日から2週間以内	農薬販売届（変更）	2部	様式1-2
		添付資料	1部	添付資料
届出事項の変更	変更後2週間以内	農薬販売届（変更）	2部	様式1-2
		添付資料	1部	添付資料
販売業務の廃止	廃止後2週間以内	農薬販売廃止届	1部	様式1-3

## 2 届出の方法等

### (1) 届出事項

届出事項は次の項目で、所定の様式により届出をする。

○氏名及び住所（法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）

○販売業務を行う営業所の所在地

※添付資料：「販売の開始」、「販売所の増設」、「届出事項の変更」による届出に際しては、添付資料（添付資料様式）を作成の上、添付してください。

### (2) 提出方法

- ・届出の書類は所在地の県民局長あてに提出してください。
- ・県民局をまたがる複数営業所に係る届出を行う場合は、主な営業所の所在地を管轄する県民局に一括提出してください。

### (3) 届出書の返送及び保管

「販売の開始」、「販売所の増設」、「届出事項の変更」による届出の場合、提出された農薬販売届2部のうち1部に「届出済」を押印し、届出者に返送しますので、厳重に保管してください。

## 農薬販売届の提出先

各県民局の農林水産事業部農畜産物生産課へお願いします。

事務所名	電話番号	所在地	管轄区域
備前県民局	(086) 233-9827	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	岡山市、玉野市、備前市、 瀬戸内市、赤磐市、和気町、 吉備中央町
備中県民局	(086) 434-7032	〒710-8530 倉敷市羽島1083	倉敷市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、 浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
美作県民局	(0868) 23-1305	〒708-8506 津山市山下53	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西栗倉村、久米南町、 美咲町

※なお、毒物及び劇物に関する販売業の登録等につきましては、各保健所または  
県庁保健福祉部医薬安全課へお尋ねください。